

## 第3編 生活排水処理基本計画



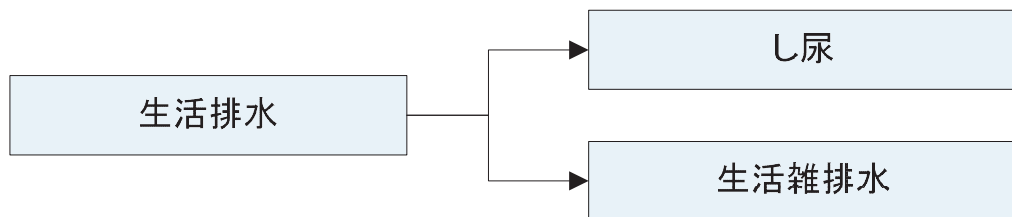
# 第1章 生活排水処理の現状

## 1 生活排水処理体系

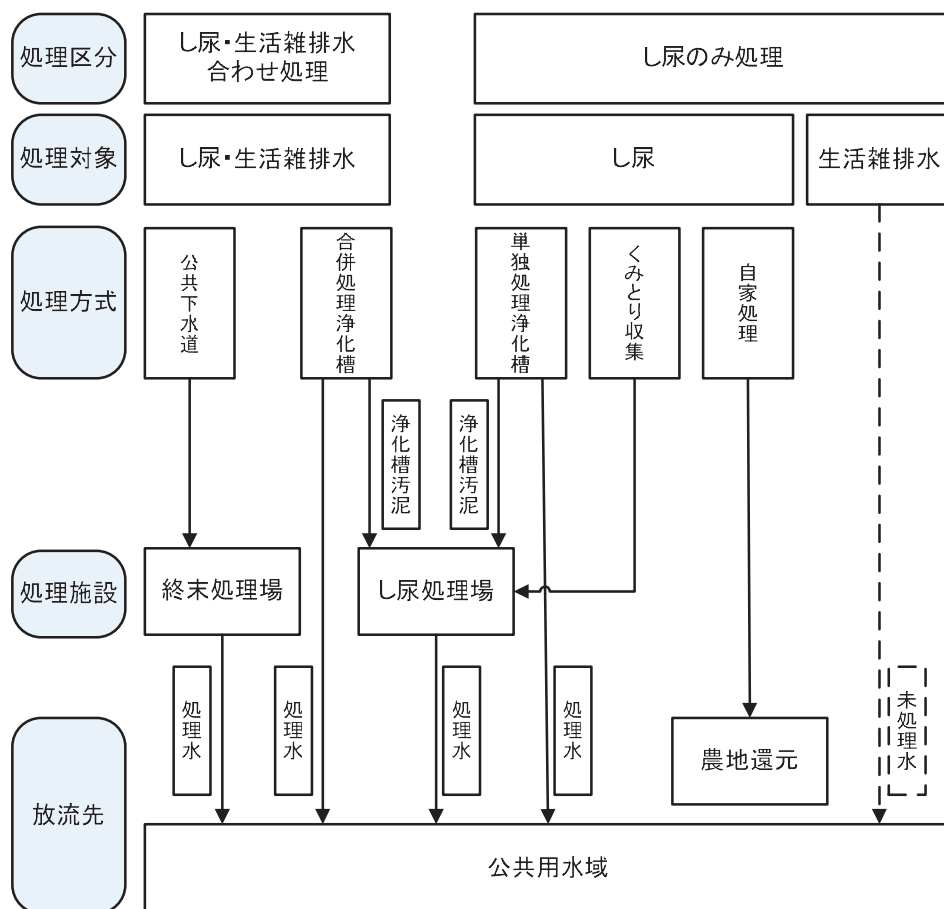
「生活排水」とは、「し尿」と「生活雑排水」の総称をいいます。

「し尿」とは、人が排出する「屎（し）」（大便）と「尿」（小便）の混合物を示し、

「生活雑排水」とは、し尿以外の台所、風呂等から発生する排水を示します。



生活排水の処理方法は、在住の地域や家屋の建築時期等によって、「公共下水道」・「合併処理浄化槽」・「単独処理浄化槽」・「し尿のくみとり収集」・「自家処理」などがあります。



### 処理方式による処理対象等の違い

|   |            | し尿 | 生活雑排水 | 備考（水洗化） |
|---|------------|----|-------|---------|
| 1 | 公共下水道      | ○  | ○     | 水洗      |
| 2 | 合併処理浄化槽    | ○  | ○     | 水洗      |
| 3 | 単独処理浄化槽    | ○  | ×     | 水洗      |
| 4 | くみとり便所（収集） | ○  | ×     | くみとり    |
| 5 | 自家処理       | ×  | ×     | くみとり    |

#### 生活排水処理体系における課題

- ・し尿については、自家処理以外では適正に処理されていますが、生活雑排水については、公共下水道、合併処理浄化槽以外ではほぼ未処理のまま公共用水域へ排出されている現状で、水質汚濁が懸念されており、地域の生活排水処理が今後の重要な課題となっています。

## 2 生活排水処理の現状と課題

### 1 生活排水処理の現状

#### (1) 公共下水道

公共下水道は、島田川流域を対象とする周南流域下水道関連公共下水道として整備されています。周南流域下水道は上流から岩国市（旧玖珂町、旧周東町）、周南市（旧熊毛町）、光市（旧光市、旧大和町）の3市を処理対象としており、昭和52年度より事業に着手しています。

本市においても、旧光市及び旧大和町の市街地を中心に、昭和53年度から管渠布設を開始し、昭和61年度には浅江地区の一部を、昭和63年度には岩田・三輪地区の一部を供用開始しました。

現在は、室積地区及び大和地域を中心に整備を進めており、平成27年度末の公共下水道接続率は95.1%となっています。

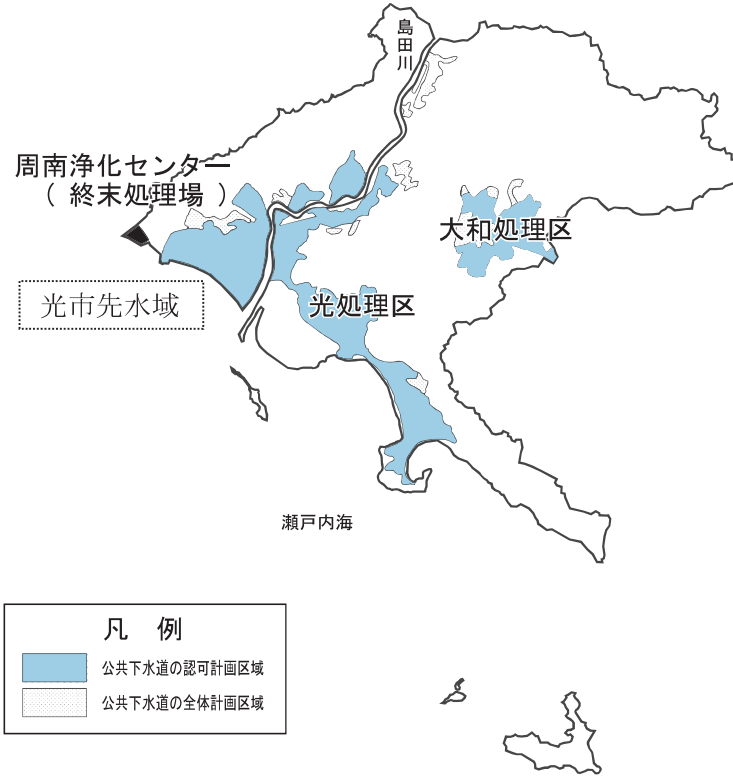
公共下水道接続人口の推移

|               | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---------------|--------|--------|--------|
| 下水道整備区域内人口（人） | 41,923 | 41,793 | 41,717 |
| 公共下水道人口（人）    | 39,227 | 39,461 | 39,688 |
| 公共下水道接続率      | 93.6%  | 94.4%  | 95.1%  |

公共下水道計画区域面積（平成27年度末現在）

| 全体計画区域     | 認可計画区域    | 供用開始区域  |
|------------|-----------|---------|
| 1,598.4 ha | 1,324.4ha | 964.2ha |

公共下水道計画図



公共下水道によって収集された生活排水を処理する終末処理場の概要

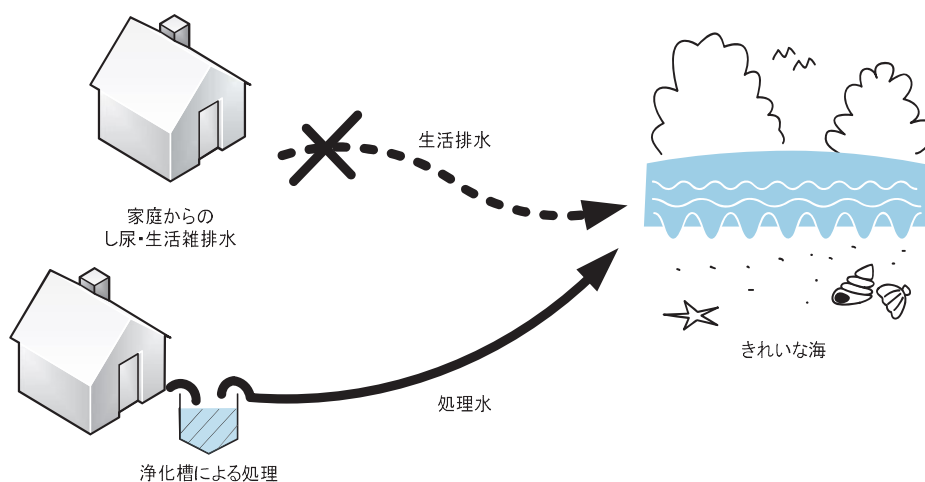
| 項目     | 施設概要                          | 備考     |
|--------|-------------------------------|--------|
| 名称     | 周南浄化センター                      |        |
| 所在地    | 山口県光市大字浅江字懸山 929 番地 125       |        |
| 敷地面積   | 14.0ha                        |        |
| 設計水質   | BOD150・COD80・SS175・T-N27・T-P3 | (mg/l) |
| 計画放流水質 | BOD15 以下                      | (mg/l) |
| 処理方法   | 標準活性汚泥法                       |        |
| 処理開始   | 昭和 61 年 10 月                  |        |
| 処理能力   | 34,000 m <sup>3</sup> /日      |        |
| 放流先    | 周防灘 光地先水域                     |        |

(2) 浄化槽（合併処理浄化槽・単独処理浄化槽）

浄化槽は、基本的に公共下水道が整備されていない地域での生活環境の改善、水質の保全を目的とし設置されています。浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、生活雑排水も併せて処理する合併処理浄化槽の2種類が存在しますが、平成12年6月の浄化槽法の一部改正により、生活雑排水の処理ができない単独処理浄化槽は、平成13年度以降の新設は認められなくなりました。

このような背景の中、本市では国の指針に基づき、※公共下水道認可区域外の地域において、平成2年度から合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を実施しており、平成27年度までに1,036基の補助申請を受付け、設置を進めてきました。また、平成16年度からは、生活形態の変化に伴い、合併処理浄化槽の性能をさらに向上させた高度処理型浄化槽の設置補助も行っています。

※公共下水道認可区域外の地域 … 市街化調整区域、都市計画区域外、また周南東都市計画区域のうち、用途を定めていない地域



浄化槽人口の推移

|         | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 単独処理（人） | 4,480  | 3,971  | 3,804  |
| 合併処理（人） | 3,539  | 3,587  | 3,663  |
| 合計（人）   | 8,019  | 7,558  | 7,467  |

### (3) くみとり収集

くみとり収集は、バキュームカー等による収集後、処理施設である深山浄苑に持ち込み、処理を行います。

公共下水道に未接続で浄化槽を設置していない場合、くみとり収集又は自家処理となります。

くみとり収集人口は、公共下水道への接続等により減少しており、生活排水処理率が向上しています。

くみとり収集人口の推移

|                  | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|------------------|----------|----------|----------|
| くみとり収集<br>人口 (人) | 5,940    | 5,697    | 5,129    |

### (4) 自家処理

自家処理は、し尿の処理を各家庭で行います。一般的には、農家での肥料等に利用します。

自家処理を行っている人口は、減少傾向にあります。離島地域の一部や農家等で、自家処理を行っています。

自家処理人口の推移

|                | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|
| 自家処理<br>人口 (人) | 140      | 140      | 133      |



## 2 生活排水処理の課題

### (1) 生活排水処理人口から見る課題

平成27年度生活排水処理率は82.7%であり、依然として20%近くの生活雑排水が未処理で放流されている状況です。

生活排水処理形態別人口の推移

|                                     | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-------------------------------------|--------|--------|--------|
| 1. 計画処理区域内人口（人）                     | 53,326 | 52,856 | 52,417 |
| 2. 水洗化・生活雑排水処理人口（人）                 | 42,766 | 43,048 | 43,351 |
| (1) コミュニティプラント人口（人）                 | 0      | 0      | 0      |
| (2) 合併処理浄化槽人口（人）                    | 3,539  | 3,587  | 3,663  |
| (3) 公共下水道人口（人）                      | 39,227 | 39,461 | 39,688 |
| (4) 農業・漁業集落排水人口（人）                  | 0      | 0      | 0      |
| 3. 水洗化・生活雑排水未処理人口（人）<br>（単独処理浄化槽人口） | 4,480  | 3,971  | 3,804  |
| 4. 非水洗化人口（人）                        | 6,080  | 5,837  | 5,262  |
| (1) し尿収集人口（人）                       | 5,940  | 5,697  | 5,129  |
| (2) 自家処理人口（人）                       | 140    | 140    | 133    |
| 5. 計画処理区域外人口（人）                     | 0      | 0      | 0      |
| 生活排水処理率                             | 80.2%  | 81.4%  | 82.7%  |

※ 生活排水処理率：「し尿」及び「生活雑排水」の両方を処理している人口の割合

### (2) 山口県平均及び全国平均との比較から見る課題

平成27年度の本市生活排水処理率を山口県及び全国平均と比較すると、いずれの平均値にも満たない状況です。

生活排水処理の状況（平成27年度）

|   |     | 生活排水処理率   |                |             | 単独処理<br>浄化槽 |
|---|-----|-----------|----------------|-------------|-------------|
|   |     | 公共<br>下水道 | コミュニティ<br>プラント | 合併処理<br>浄化槽 |             |
| 1 | 光市  | 82.7%     | 75.7%          | 0.0%        | 7.2%        |
| 2 | 山口県 | 85.6%     | 64.3%          | 0.0%        | 4.2%        |
| 3 | 全国  | 89.9%     | 77.8%          | 0.2%        | 3.4%        |

※ 農業・漁業集落排水処理施設の割合は合併処理浄化槽に含んでいます。

※ 端数処理の関係で生活排水処理率に誤差が生じています。

### (3) 河川・海域の水質から見る課題

毎年4月から2月にかけて、年間4回の水質調査を市内の中小河川20地点、海域5地点で、公共用水域における水質調査を実施しました。

公共下水道及び合併処理浄化槽等の普及により、し尿並びに生活雑排水の処理率も上昇してきており、水質改善について一定の成果を上げています。

しかし、多くの地点で大腸菌群数が高い値を示し、また、家庭の台所洗剤によるものと思われる陰イオン界面活性剤が広く検出されており、生活排水の影響と推測されます。

平成 27 年度 公共用水域実態調査結果（河川）

（調査：平成 27 年 6 月, 8 月, 10 月, 平成 28 年 1 月：4 回測定の平均値）

| 項目      | 地点 | 河川        |            |            |            |            |            |             |               |
|---------|----|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|---------------|
|         |    | 虹川<br>E-1 | 山田川<br>E-2 | 今積川<br>E-4 | 石田川<br>E-6 | 今栴川<br>E-7 | 佐内川<br>E-8 | 西河内川<br>E-9 | 領家排水路<br>E-10 |
| p       | H  | 7.7       | 7.6        | 7.7        | 7.7        | 7.8        | 7.8        | 7.9         | 7.5           |
| B O D   |    | 1.0       | 0.9        | 0.6        | 0.9        | 0.8        | 0.8        | 1.2         | 1.1           |
| C O D   |    | —         | —          | —          | —          | 3.6        | —          | —           | —             |
| D O     |    | 10        | 9.6        | 9.4        | 9.8        | 11         | 9.5        | 10          | 8.9           |
| 大腸菌群数   |    | 3.0E+04   | 1.7E+04    | 1.4E+04    | 1.2E+04    | 5.1E+04    | 7.2E+04    | 1.2E+04     | 1.6E+04       |
| 全窒素     |    | 0.73      | 0.67       | 0.63       | 0.89       | 0.65       | 1.5        | 1.2         | 0.76          |
| 全燐      |    | 0.058     | 0.062      | 0.058      | 0.081      | 0.066      | 0.085      | 0.11        | 0.054         |
| M B A S |    | ND        | ND         | ND         | ND         | ND         | ND         | ND          | ND            |

| 項目      | 地点 | 河川               |             |              |               |                |             |                 |             |
|---------|----|------------------|-------------|--------------|---------------|----------------|-------------|-----------------|-------------|
|         |    | 浅江1丁目排水路<br>E-12 | 枝虫川<br>E-13 | 西河原川<br>E-14 | 浅江排水路<br>E-15 | 島田市排水路<br>E-16 | 汐入川<br>E-17 | 光井川公民館横<br>E-18 | 新開川<br>E-19 |
| p       | H  | 7.8              | 7.4         | 7.9          | 8.4           | 7.5            | 8.1         | 7.7             | 7.2         |
| B O D   |    | 1.6              | 1.2         | 0.9          | 1.3           | 1.0            | 1.1         | 1.0             | 0.8         |
| C O D   |    | —                | —           | —            | —             | —              | —           | —               | —           |
| D O     |    | 9.5              | 10          | 9.9          | 13            | 8.8            | 13          | 9.5             | 8.7         |
| 大腸菌群数   |    | 1.2E+04          | 1.7E+04     | 1.5E+04      | 6.1E+03       | 1.2E+04        | 5.0E+04     | 2.7E+04         | 3.1E+03     |
| 全窒素     |    | 1.3              | 0.99        | 1.2          | 1.9           | 0.97           | 1.0         | 0.58            | 0.46        |
| 全燐      |    | 0.18             | 0.047       | 0.080        | 0.077         | 0.061          | 0.14        | 0.048           | 0.027       |
| M B A S |    | 0.04             | ND          | ND           | ND            | 0.03           | 0.02        | ND              | ND          |

| 項目      | 地点 | 河川          |             |               |               |                 |             |
|---------|----|-------------|-------------|---------------|---------------|-----------------|-------------|
|         |    | 松原川<br>E-20 | 江の川<br>E-21 | 来栖排水路<br>E-22 | 光井川上流<br>E-23 | 大町住宅排水路<br>E-24 | 新宮川<br>E-25 |
| p       | H  | 7.6         | 7.9         | 7.6           | 7.5           | 8.3             | 7.8         |
| B O D   |    | 5.0         | 2.0         | 1.3           | 0.7           | 3.0             | 0.9         |
| C O D   |    | —           | —           | —             | —             | —               | —           |
| D O     |    | 8.8         | 11          | 9.2           | 9.9           | 11              | 10          |
| 大腸菌群数   |    | 1.6E+05     | 4.4E+04     | 1.9E+04       | 7.6E+03       | 3.3E+04         | 3.3E+03     |
| 全窒素     |    | 2.1         | 3.6         | 1.0           | 0.41          | 1.3             | 0.35        |
| 全燐      |    | 0.20        | 0.57        | 0.097         | 0.032         | 0.19            | 0.026       |
| M B A S |    | 0.08        | 0.10        | 0.005         | ND            | 0.19            | ND          |

※単位等：大腸菌群数：MPN/100ml、その他（pHを除く）：mg/lを示す  
 pH：水素イオン濃度 BOD：生物化学的酸素要求量 COD：化学的酸素要求量 DO：溶存酸素  
 MBAS：陰イオン界面活性剤 ND：定量下限以下 大腸菌群数：最確数法による

表-10 平成27年度 公共用水域実態調査結果（海域）  
 （調査：平成27年6月、8月、10月、平成28年1月：4回測定の平均値）

| 項目      | 海 域                  |                           |                            |                    |                    |
|---------|----------------------|---------------------------|----------------------------|--------------------|--------------------|
|         | 西河原川沖<br>300m<br>M-2 | 島田公共埠頭沖<br>あああ 20m<br>M-3 | スポーツ交流村沖<br>あああ 15m<br>M-4 | 海浜荘沖<br>30m<br>M-6 | 室積港沖<br>50m<br>M-7 |
| C O D   | 2.6                  | 2.5                       | 2.3                        | 2.4                | 2.2                |
| D O     | 8.8                  | 9.0                       | 8.5                        | 8.8                | 8.8                |
| 大腸菌群数   | 3.3E+02              | 1.2E+02                   | 3.4E+02                    | 1.0E+01            | 7.2E+00            |
| 全窒素     | 0.19                 | 0.21                      | 0.21                       | 0.16               | 0.17               |
| 全 燐     | 0.023                | 0.022                     | 0.023                      | 0.018              | 0.020              |
| M B A S | ND                   | ND                        | ND                         | ND                 | ND                 |

※単位等：大腸菌群数：MPN/100ml、その他：mg/lを示す  
 COD：化学的酸素要求量 DO：溶存酸素 MBAS：陰イオン界面活性剤 ND：定量下限以下  
 大腸菌群数：最確数法による

### 生活排水処理における課題

- ・公共下水道の整備は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全に大きく貢献しており、今後も引き続き公共下水道の整備を進めていく必要があります。
- ・既に公共下水道が整備されている地域（供用開始区域）では、公共下水道への未接続世帯の解消に努め、接続率の向上を図る必要があります。
- ・浄化槽が適正に管理されずに使用された場合は、不適正な水質の排水が公共用水域に流れるため、適正な維持管理や点検、清掃等について、市民に啓発する必要があります。

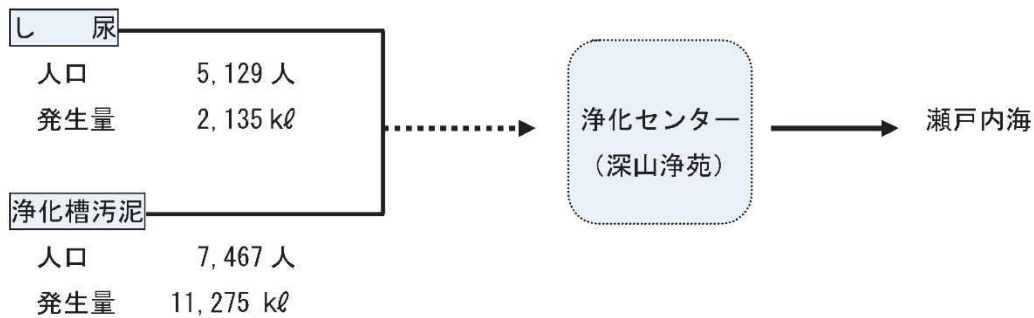
### 3 し尿・浄化槽汚泥処理の現状と課題

#### 1 し尿・浄化槽汚泥処理の現状

くみとり収集によるし尿と浄化槽の汚泥は、収集運搬の許可業者により深山浄苑に搬入され、処理しています。

深山浄苑で適正に処理されたし尿及び浄化槽汚泥の処理水については、瀬戸内海に放流しています。

※ 平成30年7月豪雨災害により、深山浄苑の稼働を休止しているため、緊急措置として、令和5年3月末現在、し尿については下松市衛生センター、浄化槽汚泥については周南浄化センターへ搬入しています。



#### ① し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

|            | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| し尿 (kℓ)    | 2,171    | 2,109    | 2,135    |
| 浄化槽汚泥 (kℓ) | 11,378   | 11,317   | 11,275   |
| 合計 (kℓ)    | 13,549   | 13,426   | 13,410   |

※ 浄化槽汚泥の処理実績量では合併処理浄化槽の処理分と単独処理浄化槽の処理分の区別ができていないため、合算値として計算しました。

## ② 処理施設の概要

| 項目     | 施設概要                | 備考 |
|--------|---------------------|----|
| 名称     | 光市深山浄苑              |    |
| 所在地    | 山口県光市大字浅江 3341 番地 2 |    |
| 計画処理能力 | 38kl/日              |    |
| 処理方式   | 膜分離高負荷生物脱窒素処理方式     |    |
| 供用開始   | 平成 11 年 4 月         |    |

## ③ 処理施設の能力（原単位の算出）

| 分類    | 内 訳   | 単 位   | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|-------|-------|-------|----------|----------|----------|
| し 尿   | 処理実績量 | kl    | 2,171    | 2,109    | 2,135    |
|       | 人口    | 人     | 5,940    | 5,697    | 5,129    |
|       | 原単位   | ℓ/人・日 | 1.00     | 1.01     | 1.14     |
| 浄化槽汚泥 | 処理実績量 | kl    | 11,378   | 11,317   | 11,275   |
|       | 人口    | 人     | 8,019    | 7,558    | 7,467    |
|       | 原単位   | ℓ/人・日 | 3.89     | 4.10     | 4.14     |

※ 平成 25 年度から平成 27 年度の 3 年の平均をとり、し尿 1.05ℓ/人・日、浄化槽汚泥 4.04ℓ/人・日としました。

## 2 し尿・浄化槽汚泥処理の課題

今後、公共下水道の整備によって、し尿処理人口は大きく減少することが予測されます。また、浄化槽人口も減少が予測されますが、し尿ほどの大幅な減少ではありません。

また、深山浄苑に搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の性質と処理量に注目すると、性質としては、浄化槽汚泥の比率が増し、有機物の少ない浄化槽汚泥が処理の主体となり、処理量としては、し尿及び浄化槽汚泥とも減少していくことが予測されます。

令和 5 年 3 月末現在、深山浄苑は稼働を休止しており、し尿及び浄化槽汚泥の安定的かつ効果的な処理機能の確保が課題となっています。

### 計画処理量の実績と推計

|          | 単位   | 平成 27 年度<br>(2015 年度) | 平成 33 年度<br>(2021 年度) | 平成 38 年度<br>(2026 年度) |
|----------|------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| し尿処理人口   | 人    | 5,129                 | 4,165                 | 3,512                 |
| し尿処理量    | kℓ/年 | 2,135                 | 1,596                 | 1,346                 |
| 浄化槽人口    | 人    | 7,467                 | 6,776                 | 6,496                 |
| 浄化槽汚泥処理量 | kℓ/年 | 11,275                | 9,992                 | 9,579                 |
| 年間処理量    | kℓ/年 | 13,410                | 11,588                | 10,925                |
| 日平均処理量   | kℓ/日 | 36.7                  | 31.7                  | 29.9                  |

#### し尿・浄化槽汚泥処理における課題

- ・公共下水道の整備等により、し尿及び浄化槽汚泥の発生量は大きく減少します。今後、このような発生量の変化に対応するため、深山浄苑において、効率的かつ合理的な処理体制を整備する必要があります。
- ・今後、深山浄苑での処理対象物は、有機物の少ない浄化槽汚泥が主体となっていくことから、処理対象物の性質変化に対応した適正な維持管理を行う必要があります。

## 第2章 基本理念・基本方針

### 1 基本理念

ゆたかな社会～やさしさひろがる 幸せ実感都市 ひかり～

(第2次光市総合計画の目指す将来像)



人に自然に やさしさあふれる環境都市 ひかり

(第2次光市環境基本計画の目指すべき環境像)



人と自然が共生する  
循環型社会推進都市 ひかり

本市では、工業地域の発展や都市化などに伴い、生活排水による水質汚濁が問題として挙げられ、これまでソフト・ハードの両面からの対策を行ってきました。

公害防止関係法令の整備や公共下水道への接続等により水質は改善されつつあるものの、特に下水道整備地域の生活排水の対策は立ち遅れており、これらの排水が中小河川の汚濁を招くとともに、それらが流入する島田川・光井川の水質汚濁の原因となっています。

こうした中、本市のかけがえのない財産である貴重な自然環境を良好な状態で次世代に継承するため、今後も引き続き水質改善を図るための対策を推進していく必要があります。自然との共生という視点から、適正処理の在り方とその方向性を示すにあたり、目指すべき姿を「人と自然が共生する 循環型社会推進都市 ひかり」とします。



## 2 基本方針

生活排水処理に係る課題の解決及び数値目標の達成により、「人と自然が共生する循環型社会推進都市 ひかり」を実現するため、次の基本方針に基づいて各種施策を展開します。

**【基本方針 1】 生活排水処理施設における整備の推進**

**【基本方針 2】 し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進**

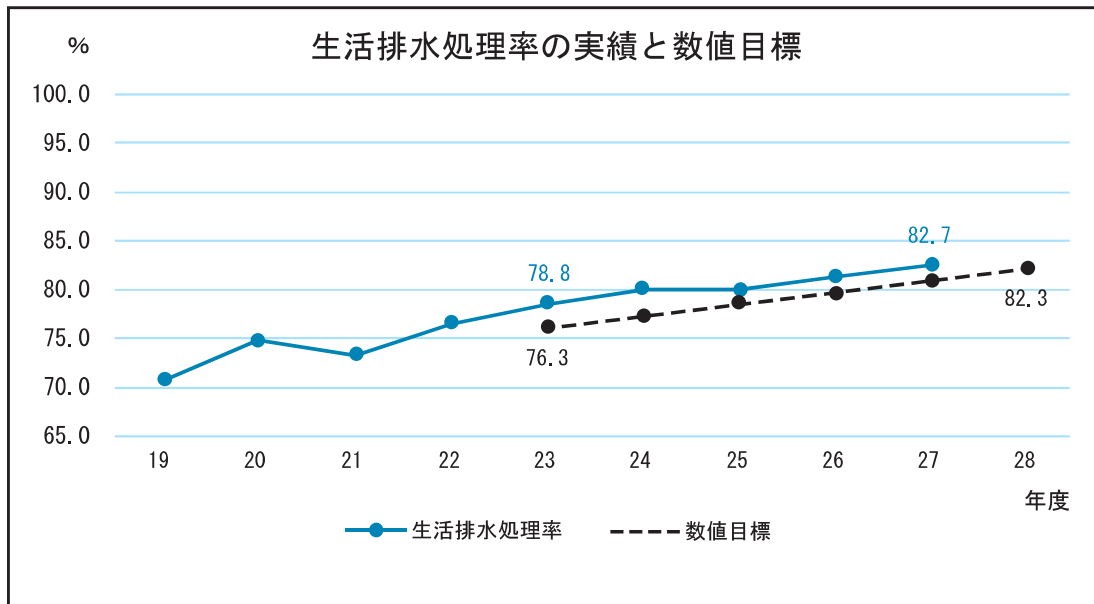
**【基本方針 3】 市民への普及啓発活動の推進**



### 3 前計画の目標達成状況

#### ●生活排水処理率

光市一般廃棄物処理基本計画（平成20年度～平成28年度）における生活排水処理率の目標達成状況について、最終目標である平成28年度の数値目標は82.3%に対して平成27年度末時点での実績値は82.7%であり目標達成しています。



|         | 年度  | 19   | 20   | 21   | 22   | 23     | 24   | 25   | 26   | 27   | 28     |
|---------|-----|------|------|------|------|--------|------|------|------|------|--------|
| 数値目標    | (%) |      |      |      |      | 76.3以上 |      |      |      |      | 82.3以上 |
| 生活排水処理率 | (%) | 71.1 | 71.5 | 73.6 | 76.8 | 78.8   | 80.0 | 80.2 | 81.4 | 82.7 | —      |

最終目標年度（平成28年度）の実績数値は集計中ですが平成27年度実績数値比較においては、全国平均値及び山口県平均値を下回っているものの本市計画に沿っては、順調に推移しています。

## 4 数値目標

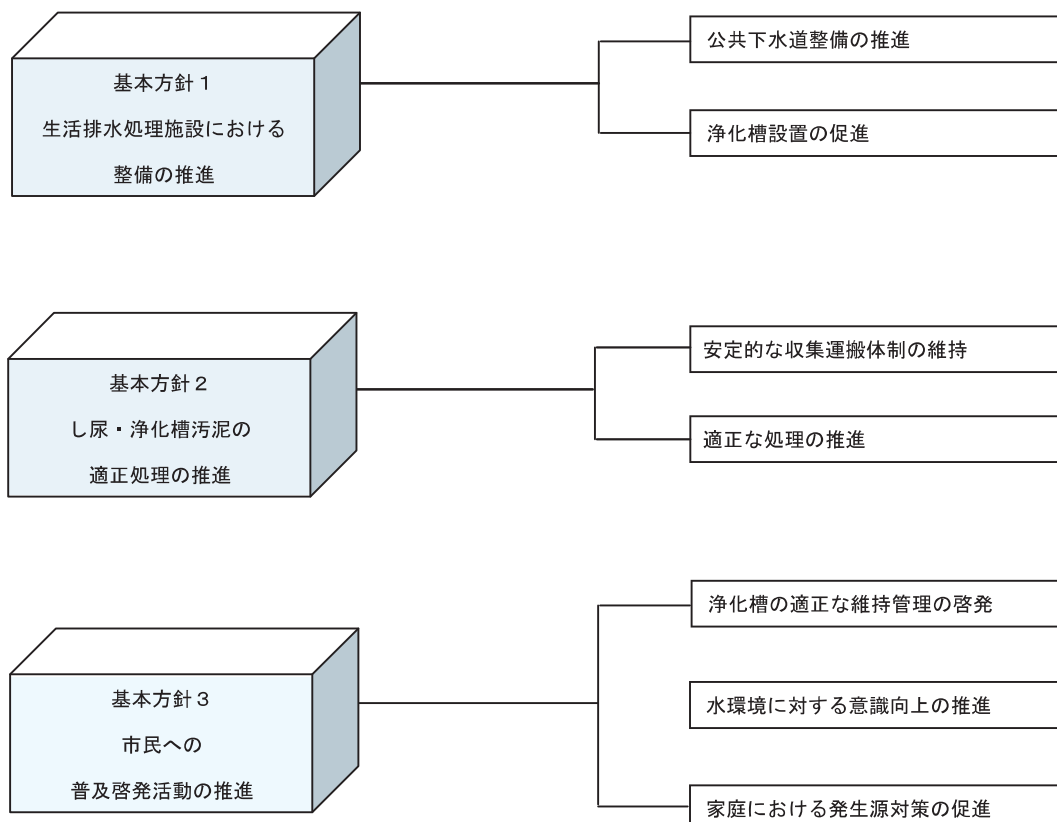
### 生活排水処理率

平成38年度(2026年度)における本市の生活排水処理率の数値目標を87.1%以上とします。



※ 生活排水処理率：「し尿」及び「生活雑排水」の両方を処理している人口の割合

## 5 基本方針に基づく施策の体系



## 第3章 目標実現のための具体的施策

### 基本方針1 生活排水処理施設における整備の推進

#### 基本的方向性

公共下水道の整備を進めるとともに、公共下水道等の整備が当面見込めない地域（公共下水道認可区域外の地域等）については、浄化槽の設置を促進していきます。

#### 施策展開の方向

#### 1 公共下水道整備の推進

事業計画に基づき、引き続き公共下水道の整備を進めていきます。

また、既に公共下水道が整備されている地域（供用開始区域）については、速やかな公共下水道への接続を促し、接続率の向上を図ります。

#### 2 浄化槽設置の促進

生活環境の改善、水質保全の観点から、公共下水道認可区域外の地域は、合併処理浄化槽等の補助制度を継続するとともに、今後も浄化槽の普及、促進に努め、整備の拡充を図ります。

## 基本方針 2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

### 基本的方向性

現在の許可業者による収集運搬体制を維持するとともに、性質や処理量に応じた効率的な処理体制を構築し、深山浄苑でのし尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を推進します。

### 施策展開の方向

#### 1 安定的な収集運搬体制の維持

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、安定的かつ効率的な収集・運搬を行うため、現行どおり許可業者が行います。

#### 2 適正な処理の推進

(1) し尿及び浄化槽汚泥は、深山浄苑で適正な処理を行い、し渣及び脱水ケーキについては焼却処分し、焼却灰は委託により有効活用を図っています。今後も、性質や処理量の変化に対応した効率的かつ適正な処理を行うとともに、定期的な検査・測定を実施し、周辺環境に配慮した施設の維持・管理を行います。

(2) 下水道施設において、下水とし尿等の共同処理を行うため、し尿等受入施設（処理能力：36kl/日）の整備を進めていきます。

## 基本方針 3 市民への普及啓発活動の推進

### 基本的方向性

水環境に対する市民意識の向上に向け、市民一人ひとりが発生源対策に取り組むことができるよう、普及啓発活動を推進していきます。また、現在、浄化対策に関する知識の普及を目的として実施している「生活排水浄化対策実践活動」も引き続き継続して実施していきます。

### 施策展開の方向

#### 1 浄化槽の適正な維持管理の啓発

平成17年5月の浄化槽法の抜本改正、及び平成18年2月の同法の一部改正において、公共用水域の保全等の観点から、浄化槽からの放流水に係る水質基準と、浄化槽設置後の水質検査時期の見直しが定められました。そのため、各家庭で設置している浄化槽について、専門業者に定期的な点検及び清掃を依頼し適正な維持管理を行うよう、市民への啓発を行います。

#### 2 水環境に対する意識向上の推進

子供の頃から水環境に対する意識を持ち続けるため、小学校や中学校において水の大切さを学習する環境教育に努めます。また、生活排水が河川や海に与える影響を市民一人ひとりが理解できるよう、各関係機関と連携し、各種イベントの開催や講習会の実施など、水環境に対する意識の向上を図ります。

#### 3 家庭における発生源対策の促進

市民に対し生活排水対策の必要性についての啓発を行うとともに、市民が発生源対策を実践できるよう、具体的かつわかりやすい情報提供を行い、各家庭での自主的な取組みを促進します。

## 第4章 計画の推進体制

### 1 市民・事業者・行政の協働体制の確立

生活排水処理対策を進める上で、まず、そのためには何をすべきか、それぞれがどのような役割や責任があるのかを知ることが必要になります。そのため、行政は自主的な行動に結びつけていくための必要な情報提供を行うとともに、市民・事業者・行政で相互の連携強化と協働体制の構築に努めます。

#### 市民の役割

生活排水処理対策に関する情報を活用し、各家庭での実践に努めます。

|        |   |
|--------|---|
| 排出者として | <ul style="list-style-type: none"><li>① 生活排水処理対策に係る自主的な活動を実践する</li><li>② 行政が推進する生活排水処理対策へ協力する</li><li>③ 公共下水道への早期接続を行う</li><li>④ 浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する</li><li>⑤ 浄化槽の適正な維持管理を行う</li><li>⑥ 側溝または排水路等の清掃活動へ参加する</li></ul> |
|--------|---|

#### 事業者の役割

生活排水対策に関する情報を活用し、各事業所での実践に努めます。

|                   |  |
|-------------------|--|
| 浄化槽設置業者及び住宅建築の請負者 | <ul style="list-style-type: none"><li>① 浄化槽設置者に浄化槽に関する情報提供を行う</li></ul>  |
| 排出事業者として          | <ul style="list-style-type: none"><li>① 生活排水処理対策や水環境の保全に係る自主的な活動を実践する</li><li>② 行政が推進する生活排水処理対策へ協力する</li></ul> |

#### 行政の役割

生活排水対策に関する情報提供を行うとともに、市民・事業者との協力体制づくりの調整を行います。

|             |   |
|-------------|---|
| コーディネータ役として | <ul style="list-style-type: none"><li>① 生活排水処理対策に関する普及啓発や情報提供、情報交換を行う</li><li>② 市民や事業者の自主的・主体的な取組みを支援する</li><li>③ 生活排水処理対策に関する諸施策を立案し計画的に展開する</li></ul> |
|-------------|---|

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <p>施設整備や適正処理を<br/>推進するにあたって</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公共下水道事業を計画的に整備する</li> <li>② 浄化槽設置に対する補助事業を推進する</li> <li>③ 浄化槽の適正な維持管理を推進する</li> <li>④ 公共下水道が整備された地域においては、早期接続を推進する</li> <li>⑤ 工場や事業所に対する排水の適正管理指導を行う</li> </ul> |
| <p>排出事業者として</p>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活排水処理対策や水環境の保全に係る自主的な活動を実践する</li> </ul>  |

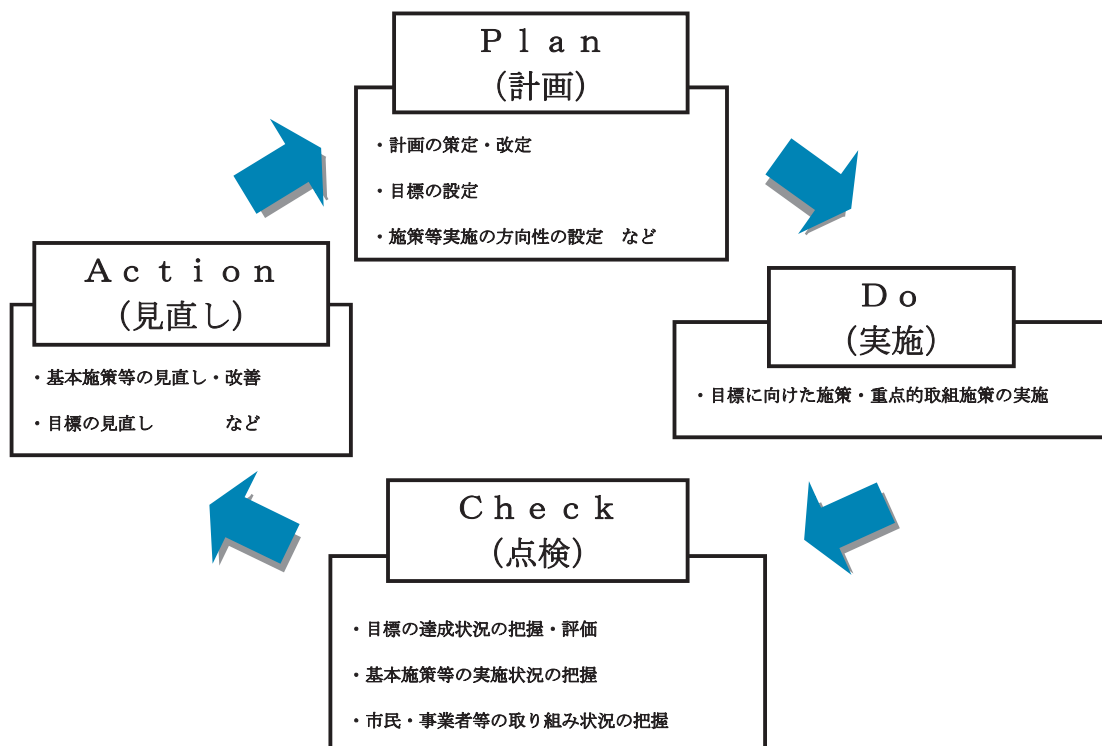


## 2 計画の進行管理

### 1 進行管理の方法

#### (1) 計画の達成状況

計画を着実に実行するために、社会情勢や法改正等も考慮したうえで、毎年度、数値目標の達成状況や施策の進捗状況を点検するとともに、必要に応じて施策の見直しや改善を行います。特に、計画期間が5年を経過する平成34年度（2022年度）においては、平成33年度（2021年度）までの進捗状況の評価を行い、最終年度での目標達成を視野に入れた上で、平成34年度（2022年度）から平成38年度（2026年度）までの計画の見直しを行います。



#### (2) 計画の達成状況の確認項目

| 確認項目    | 中間目標<br>平成33年度<br>(2021年度) | 最終目標<br>平成38年度<br>(2026年度) |
|---------|----------------------------|----------------------------|
| 生活排水処理率 | 85.4%以上                    | 87.1%以上                    |

## 2 スケジュール

### 基本方針1 生活排水処理施設における整備の推進

| 施策           | H29<br>(2017) | H30<br>(2018) | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34～38<br>(2022～2026) |
|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------|
| 1 公共下水道整備の推進 | <br>随時推進      |               |               |               |               |                       |
| 2 浄化槽設置の促進   | <br>継続して促進    |               |               |               |               |                       |

### 基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

| 施策              | H29<br>(2017) | H30<br>(2018) | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34～38<br>(2022～2026) |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------|
| 1 安定的な収集運搬体制の維持 | <br>随時推進      |               |               |               |               |                       |
| 2 適正な処理の促進      | <br>随時推進      |               |               |               |               |                       |

### 基本方針3 市民への普及啓発活動の推進

| 施策               | H29<br>(2017) | H30<br>(2018) | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34～38<br>(2022～2026) |
|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------|
| 1 浄化槽の適正な維持管理の啓発 | <br>随時推進      |               |               |               |               |                       |
| 2 水環境に対する意識向上の推進 | <br>随時推進      |               |               |               |               |                       |
| 3 家庭における発生源対策の促進 | <br>随時促進      |               |               |               |               |                       |